

(改正事項無し (2012年8月22日企画・運営委員会承認))
改正 : 2025年9月12日

極微量物質研究会WG に関する細則

(目的)

第1条 本細則は、極微量物質研究会運営規程第6条第2項の規定に基づき、WGに関する事項を定めることを目的とする。

(WGの設置)

第2条 研究会の目的を実現するため、次のWGを設置する。

- (1) クロスチェックWG
- (2) 技術情報WG
- (3) 研究開発WG
- (4) その他必要なWG

(各WGの活動目的)

第3条 各WGは、それぞれ次の事項を目的として活動するものとする。

- (1) クロスチェックWGは、クロスチェック等及び内部精度管理用の標準試料の作製・供給並びにクロスチェック等の実施とその結果検討会の開催等を主な目的として活動する。
- (2) 技術情報WGは、極微量物質の測定分析技術向上に資するため、国内外の技術情報の収集及び調査研究を行い、その結果をUTA正会員に還元することを主な目的として活動する。
- (3) 研究開発WGは、極微量物質に係る新たな測定分析手法の研究開発を主な目的として活動する。
- (4) その他必要なWGは、委員会において目的、活動内容等を十分検討し、設置する。

(WGに属さない活動の所管)

第4条 以下の事項については、WGに属さない活動として委員長および副委員長の所管とする。

関係規程等の制定・改廃の検討、会員の入退会、各WGの活動予算の配分、渉外対応等に係る事項等、その他企画運営に係る事項、また、研究会の円滑な運営を進めるとともに、各WGと連携して講演会・講習会・研修会・見学会等の開催を行うこと。

附 則

- 1 本細則は、平成16年6月25日から適用する。
- 2 平成22年5月24日に一部改正し、平成22年4月1日より適用する。
- 3 2025年9月12日に一部改正し、同日より適用する。